

- 給与上手くんα ProⅡ VERSION:16.101
- 給与上手くんαクラウド ProⅡ・給与上手くんαクラウド SE ProⅡ VERSION:16.101

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 「通勤手当非課税限度額」の改正
 - 令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 380 号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。
- ◆ 令和 8 年分から適用される改正
 - 源泉徴収税額表
 - ① 令和 8 年分源泉徴収税額表に対応しました。
- ◆ 給与・賞与／入力・出力
 - 給与・賞与
 - ① クラウド共有を行っているマスターにおいて、個人番号欄がグレーで空欄になるケースがあったのを修正しました。
 - 出力処理
 - ① 次月計算基礎票
給与体系登録の条件によって、「給与体系登録で未登録の下記項目に金額が発生している社員がいます。該当社員は明細書入力画面の差引支給額が赤表示されますので、下記項目を一覧入力画面で確認してください。」のメッセージが表示されるケースがあったのを表示しないように修正しました。
 - ② 退職者用源泉徴収票（受給者交付用）
社員登録で“年調しない”を選択した場合、[F6 出力設定]／金額出力タブの『"年調未済"該当者の控除額等を出力』にチェックを付けて出力すると、基礎控除額欄に****が出力されていたのを修正しました。
- ◆ その他の改良・修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理 d b【給与計算】(VERSION: 16.101) の変更点”を参照してください。

ご注意

- 他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】 (VERSION:16.101) の変更点

改正概要

I. 「通勤手当非課税限度額」の改正

1) 概要

令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 380 号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和 7 年 11 月 20 日に施行され、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和 7 年分の年末調整で対応が必要となります。

区分		課税されない金額	
		改正後 (令和 7 年 4 月 1 日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円	7,100 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10km 未満である場合	4,200 円	同左
	通勤距離が片道 2 km 未満である場合	(全額課税)	同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同左

《参考 URL》

通勤手当の非課税限度額の改正について | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

※『給与処理 d b 【年末調整】』プログラムでは、下記の帳票の変更対応をしました。

- ・給与集計表
非課税限度額の改正に該当する可能性のある社員の確認が行えます。
- ・源泉徴収簿／年末調整票
国税庁の記載例に対応した帳票が出力が行えます。
- ・個人変動情報リスト
内通勤非課税額の確認が行えます。

II. 令和 8 年分から適用される改正

1) 源泉徴収税額表

① 令和 8 年分源泉徴収税額表に対応しました。

- ・給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）
- ・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）
- ・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

Ⅲ. 令和 7 年分から適用される改正

- ①令和 7 年分「源泉徴収票」新様式に対応しました。

改正対応

I. 登録・導入

1) 源泉徴収税額表

■通勤費

- ①通勤手当自動計算テーブルの更新（改正施行日：令和 8 年 1 月）

※令和 8 年 1 月分にマスターを更新すると、改正後の金額に自動的に変更されます。

通勤費					
バージョン システム：08年01月 001版					
電車・バス		通勤手当		1ヶ月あたりの限度額	
				150,000 円	
マイカー・自転車		片道の通勤距離		1ヶ月あたりの限度額	
		以上	未満		
55.00	キロメートル			38,700	円
45.00	キロメートル	55.00	キロメートル	32,300	円
35.00	キロメートル	45.00	キロメートル	25,900	円
25.00	キロメートル	35.00	キロメートル	19,700	円
15.00	キロメートル	25.00	キロメートル	13,500	円
10.00	キロメートル	15.00	キロメートル	7,300	円
2.00	キロメートル	10.00	キロメートル	4,200	円
	キロメートル	2.00	キロメートル	全額課税	円
				挿入 (Insert)	
				削除 (Delete)	

■給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）

- ①令和 8 年分源泉徴収税額表に対応しました。

※別表第一、別表（甲欄第二、第三、乙欄第二）、別表（甲欄第四、乙欄第三）、乙欄

給与所得の源泉徴収税額表					
バージョン システム：08年01月 001版					
別表第一 別表（甲欄第二、第三、乙欄第二） 別表（甲欄第四、乙欄第三） 乙欄					
その月の社会保険料等控除後の給与等の金額（A）			給与所得控除の額		
以上	円	以下	円		
		158,333 (A) ×	0.0 % +	54,167	円
158,334		299,999 (A) ×	30.0 % +	6,867	円
300,000		549,999 (A) ×	20.0 % +	36,867	円
550,000		798,333 (A) ×	10.0 % +	91,867	円
798,334		(A) ×	0.0 % +	182,500	円
				挿入 (Insert)	
				削除 (Delete)	

■給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

①令和 8 年分源泉徴収税額表に対応しました。（※月額表、特定）

給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

バージョン
システム：08年01月_001版

月額表 [検索] [実行]

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数														乙			
		0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人				7人	
以上	未満	税 額																	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	105,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	0
107,000	108,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	0
108,000	111,000	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900	0
111,000	113,000	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	0
113,000	115,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100	0
115,000	117,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100	0
117,000	119,000	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200	0
119,000	121,000	890	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300	0
121,000	123,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300	0
123,000	125,000	1,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400	0
125,000	127,000	1,190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,700	0
127,000	129,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0
129,000	131,000	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300	0

挿入 (Insert) 削除 (Delete)

■賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

①令和 8 年分、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表に対応しました。

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

バージョン

システム：08年01月_001版

賞与の金額に
乗ずる
税率

		甲 扶養親族等の数														乙			
		0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人			
		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0.0	82	94	107	250	143	276	181	300	218	300	251	304	284	343	317	383			
2,042	82	94	107	250	143	276	181	300	218	300	251	304	284	343	317	383			
4,084	94	260	250	289	276	321	300	354	300	387	304	412	343	438	383	463			
6,126	260	309	289	346	321	377	354	405	387	431	412	457	438	483	463	508			
8,168	309	342	346	373	377	400	405	424	431	452	457	479	483	505	508	529			
10,210	342	372	373	401	400	426	424	452	452	477	479	503	505	527	529	552			224
12,252	372	402	401	430	426	457	452	484	477	509	503	531	527	553	552	576			
14,294	402	433	430	463	457	492	484	517	509	540	531	564	553	589	576	614			
16,336	433	520	463	520	492	525	517	550	540	577	564	604	589	630	614	657			
18,378	520	605	520	621	525	636	550	651	577	666	604	681	630	697	657	708			
20,420	605	684	621	705	636	728	651	751	666	774	681	798	697	821	708	845	224	295	
22,462	684	715	705	739	728	764	751	788	774	813	798	838	821	862	845	887			
24,504	715	752	739	778	764	804	788	830	813	856	838	881	862	907	887	933			
26,546	752	795	778	821	804	848	830	886	866	919	898	951	930	987	965	1,015			

挿入 (Insert)

削除 (Delete)

2) 会社・社員情報リスト

■個人番号チェックリスト

①控除対象外の説明文言を変更しました。

「（外）：控除対象外」（配偶者の個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」



「（外）：控除対象外」（個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」

Ⅱ. 給与・賞与／入力・出力

1) 給与・賞与

■個人番号登録画面 ※[登録更新→個人番号登録]

①控除対象外の説明文言を変更しました。

「（外）：控除対象外」（配偶者の個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」



「（外）：控除対象外」（個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」

Ⅲ. 年末調整／入力・出力

1) 年末調整（給与上手くん a は給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です）

■控除入力 ※令和7年分マスターのみ対応

①令和7年4月1日以降に支払われる通勤手当が通勤費の非課税限度額の引き上げ対象になるので、遡って非課税額の精算を行います。該当の社員一人一人登録が必要となります。

『控除入力タブ』の“非課税修正分”欄にカーソルを置くと、[F6 通勤非課税]ボタンが押せるようになります。下記ダイアログが表示されます。

「1 か月当たりの差額」と「月数」をもとに「非課税となる通勤手当」を算出します。

通勤非課税となる通勤手当

個人コード: 000001 社員氏名: 山田 太郎

前社員 (PageUp) 次社員 (PageDown)

令和7年分通勤手当非課税限度額の引上げに伴う、年末調整での精算

1か月当たりの差額: 600 × 月数: 9 = 非課税となる通勤手当: 5,400

非課税となる通勤手当: 5,400
その他の非課税修正分: 2,600
非課税修正分合計: 8,000

OK (End) キャンセル (Esc) 転記 (F5)

【差額の参考資料について】
片道距離に応じた、改正後の非課税限度額に達するまでの差額を表示しています。
※表の金額はあくまでも参考です。必要に応じて調整してください。

《画面の構成》

①各月ごとの改正前の通勤手当（非課税）と改正後の通勤手当（非課税）との差額を表示します。

- ・通勤手当（非課税）：各月の通勤手当（非課税）の金額が表示されています。
- ・差額：通勤手当（非課税）が改正前の非課税限度額と等しい場合で、かつ、引き上げ対象の金額である場合にのみ表示します。
金額は以下のうち低い方の金額です。
「改正後の非課税限度額－改正前の非課税限度額」または「通勤費（課税）」を表示します。

②年末調整での精算する非課税となる通勤手当を表示します。

右下の[F5 転記]ボタンを押下すると、各月の差額と発生している月数を転記し、非課税となる通勤手当を算出します。

毎月の差額が違っている場合、[F5 転記]ボタン押下時に「1 か月あたりの差額」「月数」は転記されず、計算結果部分の「非課税となる通勤手当」のみ転記されます。

②[OK (End)]ボタンを押下すると、「非課税となる通勤手当」の金額を『控除入力タブ』の「内通勤非課税精算分」欄へ転記します。

非課税修正分欄にはその他の非課税がある場合は合算して表示されます。（直接変更可能）

	入力額	控除額
非課税修正分/内通勤非課税精算分/給与・賞与合計	8,000	5,400
所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額		4,913,200
		3,489,600

※例えば、12月5日支給、すでに改正後の金額に実額で通勤費（非課税）、通勤費（課税）を変更している場合、12月分の通勤手当（非課税）欄は実額の金額、差額は空欄になります。

10月分	12,900	600
11月分	12,900	600
12月分	19,700	
合 計	161,600	4,800

修正

I. 給与・賞与／入力・出力

1) 給与・賞与

- ①クラウド共有を行っているマスターにおいて、個人番号欄がグレーで空欄になるケースがあったのを修正しました。

『令和7年分年末調整対応プログラム（Ver.16.001）』をインストール後、クラウド上の最新マスターがバージョンアップ前の場合、個人番号が表示されないケースがありました。

II. 給与・賞与／入力・出力

1) 出力処理

■次月計算基礎票

- ①給与体系登録の条件によって、下記のメッセージが表示されるケースがあったのを表示しないように修正しました。

「時間外合計」と「遅早控除」が給与体系登録に登録されている場合、その項目に集計する項目が給与体系登録にセットされていなくても、上記メッセージを表示しないようにしました。

《メッセージ》

「給与体系登録で未登録の下記項目に金額が発生している社員がいます。該当社員は明細書入力画面の差引支給額が赤表示されますので、下記項目を一覧入力画面で確認してください。」

■退職者用源泉徴収票（受給者交付用）

- ①社員登録で“年調しない”を選択した場合、[F6 出力設定]／金額出力タブの“年調未済”該当者の控除額等を出力にチェックを付けて出力すると、基礎控除額欄に****が出力されていたのを修正しました。

II. 年末調整・合計表／出力

1) 出力処理（年調関係）

■源泉徴収票

- ①社員登録で“年調しない”を選択した場合、[F6 出力設定]／金額出力タブの“年調未済”該当者の控除額等を出力にチェックを付けて出力すると、基礎控除額欄に****が出力されていたのを修正しました。

以上